

平成26年8月5日

第63回 神戸市個人情報保護審議会

番号法制定等に伴う神戸市個人情報保護制度のあり方について

(市民参画推進局)

神市参市第 256 号
平成 26 年 8 月 5 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜博



番号法制定等に伴う神戸市個人情報保護制度のあり方について
(諮問)

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、「番号法」という。)の制定に伴い、今後、国民に個人番号を付番し、社会保障、税、災害対策等の分野において活用することで、国民の利便性の向上と行政運営の効率化が図られることとなります。

個人情報保護法制の特別法として位置づけられる番号法は、地方公共団体が保有する個人番号の適正な取り扱い等が確保され、そのために必要な措置を講じることを求めています。

神戸市では、神戸市個人情報保護条例に基づき、本市が保有する個人情報の適切な管理に努めてきたところですが、このたびの番号法の制定趣旨並びにその他現行の運用をふまえ検討が必要と考えられる本市個人情報保護制度のあり方について、神戸市個人情報保護条例第 33 条第 2 項の規定に基づき諮問します。

担当：市民参画推進局参画推進部市民情報サービス課

番号法制定等に伴う神戸市個人情報保護制度のあり方について

1 番号法の概要

- ①すべての個人、法人等に対し悉皆性のある唯一無二の番号の導入
- ②個人の情報を保有・活用する複数の機関の間での情報連携を可能とする。
- ③番号とそれを記載した個人番号カードの活用により本人確認を行うことのできる仕組みを構築



社会保障制度、税制、災害対策その他の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平公正な社会を実現するための社会基盤として導入

【国における今後の予定】

- ・平成27年10月 個人番号（マイナンバー）の付番・通知
- ・平成28年1月 個人番号の利用開始
- ・平成29年1月 マイ・ポータルへの運用開始

2 条例改正の必要性

番号法は、一般法としての現行の個人情報保護法制（個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、個人情報保護条例等）に対する特別法として、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）に、より厳格な保護措置を講じており、行政機関個人情報保護法や独立行政法人等個人情報保護法については、同法に基づく読替規定（第29・30条）が適用される。

一方、読替規定が適用されない地方公共団体が定める個人情報保護条例については、番号法との整合を図るために同法の趣旨に沿って、別途条例改正を行う必要がある。

3 番号法に基づき、地方公共団体が講じる必要のある措置

- (1) 特定個人情報の取り扱いに係る保護措置の強化（目的外利用・提供の制限等）
- (2) 情報提供等記録を除く特定個人情報について、本人や法定代理人に加え、任意代理人による開示・訂正・利用停止請求を認めること
- (3) 経済的困難等の理由に基づく特定個人情報の開示手数料の減免
- (4) マイ・ポータルによる開示について、他の法令による開示実施との調整規定の適用から除外
- (5) 特定個人情報保護評価の第三者点検を個人情報保護審議会等の諮問機関で実施する場合は、条例上の諮問機関の所掌事務を追加（※本市においては既に答申済み）等

4 本市における実施方針（案）

本市においても、同法の趣旨を踏まえ、神戸市個人情報保護条例への影響や改正の方向性、その他個人情報保護制度に係る現行運用上、あらためて検討を要する事項について、神戸市個人情報保護審議会へ諮問し、その答申内容をふまえ、同条例の改正案を作成する。

なお、審議に際しては、法律、情報システム分野で知見を有する委員5名から構成される「制度審議部会」を新たに設置し、具体的な審議、同審議会への報告を経て、答申のとりまとめをいただく。

5 審議スケジュール等 (予定)

- ・ 9月～11月頃 制度審議部会 (4回程度の開催を予定)
- ・ 11月下旬～12月頃 個人情報保護審議会 (制度審議部会報告・答申)
- ・ 12月頃 「条例改正案」への市民意見の募集
- ・ 1月頃 個人情報保護審議会 (市民意見の募集結果を報告)
- ・ 2月～ 「条例改正案」を2月議会へ提案

【参考：番号法 (抜粋)】

(地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護)

第三十一条 地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人番号取扱事業者（特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号利用事務等実施者であつて、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものをいう。以下この節において同じ。）が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止（第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報にあつては、その開示及び訂正）を実施するために必要な措置を講ずるものとする。